

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宮城県推計人口によれば、本町の総人口は、平成30年3月時点で24,367人となっている。過去5年の比較では、平成25年3月の24,809人から442人が減少、過去10年では、平成20年3月の25,679人から1,312人の減少となっている。

一方、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した将来推計人口によれば、上記よりも早いスピードで減少を続け、2030年（平成42年）には2万人まで落ち込み、2045年（平成57年）には、15,168人まで減少すると見込まれる。対2015年（平成27年）では、39パーセントの減少になると予測されている。また、その内訳は、年少人口が53.7パーセントの減少、生産年齢人口が52.2パーセントの減少と半数を超える減少となり、高齢人口についても2025年（平成37年）をピークに減少に転じるものの、高齢化率は40パーセントを超えなお上昇する傾向を示すなど、より厳しさを増す状況にある。

本町が位置する宮城県北部においては、昭和40年前後に大手電子部品メーカーの量産工場が立地したことを契機に下請企業群が多数立地する、いわゆる企業城下町として産業集積が形成されてきた側面を持つ。

このため、地元中小企業者には、精密加工、切削、プレスなどの技術を得意とする企業が複数存在し、相互にネットワークを形成しながら本町のものづくりが地域産業として根付いてきたところである。工業、とりわけものづくり関連の事業所数に大きな変動はないものの、もとより事業所数そのものが少ないこと、比較的小規模な事業所が多いことなどから、一事業所当たりの従業員数や製造品等出荷額は、県平均及び管内平均を大きく下回る状況となっている。

一方、「富県宮城」を掲げる宮城県の積極的な誘致活動が功を奏し、国内自動車生産の新たな拠点が形成されるとともに、高度電子関連産業、医療関連産業、航空宇宙関連産業等の新たな産業集積が推進されている状況にある。

しかし、自動車産業などに見られるように関連企業の集積は進んでいるものの、新たな業務を受注できた地元中小企業者は少数にとどまり、地域産業の活性化には、更なる受注拡大に向けた技術力の向上やコスト削減、また、近年の情報技術分野における急速な技術革新への対応等、一層の取組が求められるとともに、革新的な事業を推し進め、大企業の下請に頼らない自立した企業体質を図っていくことが求められる。

宮城県消費購買動向調査によれば、本町及び近隣の地区型商圈の状況については、平成11年調査では、小牛田商圈、涌谷商圈及び旧鹿島台商圏が形成されて

いたものの、平成14年調査では、小牛田商圈及び涌谷商圈が減少し、平成17年調査では、旧鹿島台商圏も減少という状況にある。

消費購買の動向を見ると、自町での最寄り品の購買割合は68.4パーセント、買回品が7.1パーセント、サービス（家族連れ外食）が6.3パーセントとなっている。合併前の旧町単位で見ると旧小牛田町における最寄り品の購買割合は、自町が76.9パーセントと高い割合を示しているのに対し、買回品は、旧古川市が58.6パーセントと半数以上を占めている。一方、旧南郷町では、最寄り品の購買割合が涌谷町46.5パーセント、旧鹿島台町36.3パーセントとなり、自町内での消費購買行動には一定の制約が生じている状況にある。

商業・サービス業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来や高齢化の進展、ライフスタイルの多様化や生活行動の広範囲化など、構造的な要因による厳しい経営環境が続き、また、経営者の高齢化や後継者不足などが共通課題として浮き彫りにもなっている。大型商業施設やコンビニエンスストアの進出、インターネットや通信販売の普及など購買機会の多様化が進み、更に追い打ちをかけるように東日本大震災が発生したことにより、特に小売業の減少を加速させる結果となった。

これらの事業所は、地元の需要に応え雇用を担うなど、地域経済の安定と住民生活の向上及び交流を促進する重要な存在であり、多種多様な事業所及びそのニーズに応じた支援を行うとともに、農業や観光、物産開発等、農商工連携や他分野との関わりを深めるなど、面的な新陳代謝を促進することが求められる。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業者の経済活動の活性化を図るとともに、本町の多種多様な事業所へのニーズに応じた支援を行うことで、更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業者の先端設備等の導入を促進し、先端設備等導入基本計画が認定される事業者の労働生産性が年率3パーセント以上、向上することを目指す。

なお、労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

前述のとおり、本町の産業は、製造業、商業・サービス業、農林水産業等を中心に多様な業種が本町内の経済、雇用を支えている。したがって、中小企業者の幅広い取組を促進するとともに、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本

計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、農村部等と広域に立地している。これらの地域で、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業については、製造業、商業・サービス業、農林水産業等を中心に多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3パーセント以上向上が見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入に当たって配慮すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 公序良俗に反するものでないこと。
- ② 人員の削減を目的としたものでないこと。
- ③ 町内からの雇用に配慮したものであること。
- ④ 環境に悪影響を及ぼすものでないこと。又は環境への影響に配慮しているものであること。
- ⑤ 町税を滞納していないこと。
- ⑥ 自ら（法人の場合にあっては、取締役、執行役員、監査役等、これらに準ずる者を含む。）が反社会的勢力でないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。